

駐在員交代の挨拶と現下の状況について

皆様こんにちは。今年度より、田原の後任としてシンガポール事務所に着任しました濱家大士（はまいえ ひろし）です。どうぞ宜しくお願いします。2014年（平成26年）10月に事務所を開設し、成田（初代）、田原（2代目）について、3代目の駐在員となります。こちらに来る前は、商工労働部産業政策課や労働企画課に在籍し、東南アジアへの販路開拓や、石川県の繊維産業の方々の新素材開発支援、企業運営の礎となる人材育成の支援などをさせていただいていました。

今後は、このシンガポールにおいて企業の皆様方の東南アジア展開をサポートさせていただきますので、何かあればお気軽にご連絡ください。事務所はシンガポールにありますが、所管エリアは東南アジア全体を担当しておりますので、シンガポールの案件のみならず、色々な地域・内容についてご相談いただけますと幸いです。是非海外展開したいという強い意気込みをもった方と一緒に仕事をさせていただけるのを楽しみにしております。

シンガポールと県シンガポール事務所

ご承知の方も多いと思いますが、シンガポールの面積は約700km²、人口は約564万人で、面積は石川県の約1/6、人口は約5倍となっています（石川県の面積は約4,200km²、人口は約113万人）。約7割が中華系民族で、次いでマレー系、インド系民族が多くなっており、それぞれの文化や伝統に根付いた特徴ある街を形成する多民族国家となっております。

事務所はシンガポールのオフィスエリア「ラッフルズ・プレイス」にある、「ホン・リヨン・ビルディング」という建物の38階ジェットロ・シンガポールの中にあります。1976年に完成した古く、歴史ある建物ですので、タクシーで来所される際は、この建物の名前を伝えるだけで、オフィス最寄りのタクシースタンドまで行くことができます。

所員にはナショナルスタッフのサキ（フルネームはSakthibalan Balathandautham T A M）がいます。日本語や日本文化を理解するとともに優秀な職員で、昨秋、立命館アジア太平洋大学を卒業し、2020年1月からアシスタントとして勤務しております。持ち前の明るさと「御意（ドラマドクターXより）」という返事でジェットロ内外で人気者となっております。



新チーム（小職とサキ）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大

さて、着任したばかりですが、新型コロナウイルスが拡大している最中ということもあり、短期間のうちに周囲の環境が目まぐるしく変化しましたので、少しお話しします。シンガポールでは1月23日に最初の感染が確認され、2月29日までの感染者数は100人、3月13日には200人、23日には500人、4月1日には1,000人を超える状況です。そこで、シンガポール政府は4月3日に声明を出し、7日から生活に必要不可欠なサービス以外の職場を1ヶ月間閉鎖することなどが盛り込まれた、サーキットブレーカーを発動しました。しかし、その後も感染者数の増加は止まらず、4月18日には6,500人に達するなど、その勢いはますます加速しております。

現在、発動されているサーキットブレーカーの主な内容としては、①病院、スーパーマーケット、レストラン等飲食店（持ち帰りまたは配達のための営業）、公共交通機関など生活に必要不可欠な職場以外の閉鎖、②学校の授業は在宅学習（オンライン授業）、③同居の家族以外に会うのは不可（基本は自宅に留まることが必要）、④スーパーや飲食店（テイクアウト）へ行くための外出は可能（外出時はマスクの着用が義務付けられる）、⑤公園などでの運動は可能だがソーシャルディスタンス（1m以上）を確保。などが挙げられ、違反者には罰金等の処分があります。また、スーパーや飲食店などの施設では、ソーシャ

ルディスタンスの措置として、テープなどで、行列やその距離を明示し、不要に密接しないような取り組みがなされています。



飲食店やエレベーター内のソーシャルディスタンスの明示

14日のシンガポール政府の発表によると、公共交通機関の乗客数と交通量は70%以上減少し、労働者の80%近くが、在宅勤務もしくは休業となっています。

余談ですが、シンガポールにおいても日本と同様に政府から再利用可能なマスクの配付がありました。周りの半数以上は皆同じマスクをつけています。



政府から配付されたマスク（1枚/人）

東南アジア諸国も同様な規制が行われており、タイにおいては夜間（22時から翌朝4時）の外出禁止措置が取られたり、マレーシアが3月18日に発令した活動制限令が4月28日まで再度延長されるなど予断を許さない状況が続いています。（随時JETRO HPで各国の状況を取りまとめています。<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/>）

国内の移動制限・事業所閉鎖等の措置一覧

※各国の入国制限措置については[外務省海外安全ホームページ](#)を参照。

東南アジア

国/自治体	措置概要	ビジネス短信
タイ	タイ全土を対象に、4月3日以降、午後10時から翌朝4時までの夜間外出禁止令を発出。	タイ全土に夜間外出禁止令を発出、非常事態令に基づく措置第2弾（4月3日）
インドネシア	4月3日付で大規模社会的制限を発布・即日施行。 ※各自治体が中央政府の承認を得て実施	—
ジャカルタ特別州	3月20日に4月2日まで、事業活動の制限などを要請。 ※4月19日まで延長済み	ジャカルタの緊急対応期間を延長、帰郷自粛を呼び掛け（3月31日）
ベトナム	4月1日から15日まで、全国民に自宅待機を要請。	全国で15日間外出を制限、交通サービスも停止（4月2日）
フィリピン	3月17日から4月13日まで、ルソン地域全体を対象に外出禁止令、公共交通機関停止を含む措置を実施。 ※4月30日まで延長済み	ルソン島の外出禁止令が4月30日まで延長（4月8日）
セブ市	3月28日から4月28日まで、一部の業種を除き全ての事業所を閉鎖。	—
ダバオ市	4月4日から19日まで、一部の業種を除いて全ての事業所を閉鎖。	—
マレーシア	3月18日から31日まで、全国規模の移動制限措置を実施。全ての政府機関および民間企業の閉鎖（例外規定あり）。 ※4月28日まで延長済み。	移動制限令が4月14日まで延長、中間製品の操業承認少なくサプライチェーンへの影響甚大（3月27日）
シンガポール	4月7日から5月4日まで、生活に必要不可欠なサービス以外のほぼ全ての職場を閉鎖。	4月7日から1カ月、スーパー、輸送など必要サービス以外の職場閉鎖（4月6日）
ミャンマー	全国レベルでの措置はなし。	—
ヤンゴン市	ヤンゴン市開発委員会は市内レストラン・飲食店を閉鎖し、テイクアウトに限定するよう要請。	—
カンボジア	3月17日から一部の娯楽施設を閉鎖。4月10日から16日までプノンベンおよび同都市を囲むカンダール州への出入りおよび、州間の移動を原則禁止。	—
ラオス	3月30日から4月19日まで、ラオス全土で外出制限、一部を除く全ての工場操業を停止。	ラオス全土で外出制限が開始、工場操業停止も指示（3月31日）

各国の移動制限等の状況（JETRO HPより抜粋）

世界的に新型コロナウイルスが猛威を振るっておりますが、日本をはじめ、東南アジア、世界での新型コロナウイルスの早期収束と、皆様の健康を願っております。（原稿は18日現在の情報に基づき記載しておりますが、日々新たな規制が出されておりますので、最新の情報をご確認ください。）